

早期退職に係る募集実施要項

平成29年8月21日
文 部 科 学 大 臣
(大臣官房人事課)

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第一号）を行う。

1. 募集の対象

文部科学省本省内部部局に勤務する者のうち、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の「行政職俸給表（一）」、「指定職俸給表」又は「専門スタッフ職俸給表」の適用を受ける職員で、平成29年9月30日（退職すべき期間の末日）時点で国家公務員退職手当法第7条の規定により計算される「勤続期間が20年以上」かつ「45歳から59歳まで」のもの

（注1参照）

2. 募集人数及び応募受付人数の上限

6名 ※応募上限数10名

3. 募集の期間（約1か月間）

平成29年8月28日（月）午後2時から

平成29年9月29日（金）午後2時まで

※ 応募した職員の数が応募上限数である10名に達した段階で、募集の期間は満了するものとし、募集の受付を締め切る。その場合は直ちに周知する。

（詳細は別添「国家公務員退職手当法第8条の2第5項ただし書に規定する必要な方法」参照）。

4. 退職すべき期間

平成29年8月31日（木）から平成29年9月30日（土）まで

※ 認定後遅滞なく、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※ 認定後に生じた事情により、退職すべき期日に退職することにより公務の能率的運営の確保に著しい支障を及ぼすことになると認める場合には、職員本人にその旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る。

5. 応募の手続

- (1) 応募をしようとする職員は、「応募申請書」(別紙様式1)に必要な事項を記入の上、募集の期間内に、電子メール又は手渡しにより、「6. 本件に関する相談先(受付担当)」宛に提出する。
- (2) 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。
※ 応募の受付後、概ね2週間以内に通知する。
※ 不認定になる場合は(注2)のとおり。
- (3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」(別紙様式2)を退職すべき期日の前日までに応募申請書と同様の方法で提出する。

6. 本件に関する相談先(受付担当)

文部科学省大臣官房人事課任用班

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

電話:

E-mail:

(注1) 次の(1)から(4)までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない。

- (1) 非常勤職員
- (2) 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- (3) 平成29年9月30日までに定年に達する職員
- (4) 平成29年8月28日(募集開始日)において懲戒処分(ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は平成29年8月28日から平成29年9月29日まで(募集の期間内)に懲戒処分を受けた者

(注2) 応募者が次の(1)から(5)までのいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- (1) この募集実施要項に適合しない場合
- (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- (5) 上記(1)から(4)までのいずれにも該当しない応募者が募集人数6名を超え、別添「国家公務員退職手当法第8条の2第5項ただし書に規定する必要な方法」による場合。

(別添)

「国家公務員退職手当法第8条の2第5項ただし書に規定する必要な方法」等について

1. 認定者数を募集人数の範囲内に制限するための方法

- ① 募集人数は6名、応募受付人数の上限は10名とする。
- ② 応募の受付は、先着順とする。
- ③ 11番目以降の応募については受け付けない。該当者にはその旨連絡する。
- ④ 募集実施要項(注2)に掲げる(1)から(4)までのいずれにも該当しない応募者の数が6名を超える場合には、上記②の後着順により当該超える人数に達するまでの応募者を不認定とする。

2. 応募申請書の提出に関する留意事項

応募の翌々日までに受付担当から受付の可否に関する連絡がない場合には、受付担当に問い合わせること。

早期退職に係る募集実施要項

平成29年12月6日
文部科学大臣
(大臣官房人事課)

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第一号）を行う。

1. 募集の対象

文部科学省本省内部部局に勤務する者のうち、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の「行政職俸給表（一）」、「指定職俸給表」又は「専門スタッフ職俸給表」の適用を受ける職員で、平成30年1月12日（退職すべき期間の末日）時点で国家公務員退職手当法第7条の規定により計算される「勤続期間が20年以上」かつ「45歳から59歳まで」のもの

（注1参照）

2. 募集人数及び応募受付人数の上限

6名 ※応募上限数10名

3. 募集の期間（約1か月間）

平成29年12月 8日（金）午後2時から

平成30年 1月19日（金）午後2時まで

※ 応募した職員の数が応募上限数である10名に達した段階で、募集の期間は満了するものとし、募集の受付を締め切る。その場合は直ちに周知する。

（詳細は別添「国家公務員退職手当法第8条の2第5項ただし書に規定する必要な方法」参照）。

4. 退職すべき期間

平成29年12月 8日（金）から平成30年1月19日（金）まで

※ 認定後遅滞なく、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※ 認定後に生じた事情により、退職すべき期日に退職することにより公務の能率的運営の確保に著しい支障を及ぼすことになると認める場合には、職員本人にその旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る。

5. 応募の手続

- (1) 応募をしようとする職員は、「応募申請書」(別紙様式1)に必要な事項を記入の上、募集の期間内に、電子メール又は手渡しにより、「6. 本件に関する相談先(受付担当)」宛に提出する。
- (2) 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。
※ 応募の受付後、概ね2週間以内に通知する。
※ 不認定になる場合は(注2)のとおり。
- (3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」(別紙様式2)を退職すべき期日の前日までに応募申請書と同様の方法で提出する。

6. 本件に関する相談先(受付担当)

文部科学省大臣官房人事課任用班

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

電話:

E-mail:

(注1) 次の(1)から(4)までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない。

- (1) 非常勤職員
- (2) 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- (3) 平成30年1月19日までに定年に達する職員
- (4) 平成29年12月8日(募集開始日)において懲戒処分(ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は平成29年12月8日から平成30年1月19日まで(募集の期間内)に懲戒処分を受けた者

(注2) 応募者が次の(1)から(5)までのいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- (1) この募集実施要項に適合しない場合
- (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- (5) 上記(1)から(4)までのいずれにも該当しない応募者が募集人数6名を超え、別添「国家公務員退職手当法第8条の2第5項ただし書に規定する必要な方法」による場合。

(別添)

「国家公務員退職手当法第8条の2第5項ただし書に規定する
必要な方法」等について

1. 認定者数を募集人数の範囲内に制限するための方法

- ① 募集人数は6名、応募受付人数の上限は10名とする。
- ② 応募の受付は、先着順とする。
- ③ 11番目以降の応募については受け付けない。該当者にはその旨連絡する。
- ④ 募集実施要項(注2)に掲げる(1)から(4)までのいずれにも該当しない応募者の数が6名を超える場合には、上記②の後着順により当該超える人数に達するまでの応募者を不認定とする。

2. 応募申請書の提出に関する留意事項

応募の翌々日までに受付担当から受付の可否に関する連絡がない場合には、受付担当に問い合わせること。

早期退職にかかる募集実施要項

平成30年2月14日
文部科学大臣
(大臣官房人事課)

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第一号）を行う。

1. 募集の対象

文部科学省本省内部部局、スポーツ庁、文化庁内部部局及び国立教育政策研究所に勤務する者のうち、一般職の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の「行政職俸給表（一）」、「研究職俸給表」、「指定職俸給表」又は「専門スタッフ職俸給表」の適用を受ける職員で、平成30年4月30日（退職すべき期間の末日）時点で国家公務員退職手当法第7条の規定により計算される「勤続期間20年以上」かつ「45歳から59歳まで」のもの（注1参照）

但し、「教育公務員特例法第三十一条及び三十五条の規定に基づく国立教育政策研究所の長の任期及び研究施設研究教育職員の定年を定める規程」第三の1項の適用を受ける職員については「48歳から62歳まで」とする。

2. 募集人数及び応募受付人数の上限

区分	募集人数	応募受付人数の上限
文部科学省本省内部部局に勤務する者	6名	8名
スポーツ庁に勤務する者	3名	5名
文化庁内部部局に勤務する者	5名	7名
国立教育政策研究所に勤務する者	4名	6名

※ 各区分の応募の受付は先着順とし、応募受付人数の上限に達した段階で、募集の期間は満了するものとし、募集の受付を締め切る。その場合は直ちに周知する。

（詳細は別添「国家公務員退職手当法第8条の2第5項ただし書に規定する必要な方法」参照）。

※ 併任等により、「文部科学省本省内部部局に勤務する者」とそれ以外の区分の複数に該当する場合は、「文部科学省本省内部部局に勤務する者」として取り扱う。

※ 以下の応募については受け付けない。該当者にはその旨連絡する。

文部科学省本省内部部局に勤務する者：9番目以降の応募

スポーツ庁に勤務する者：6番目以降の応募

文化庁内部部局に勤務する者：8番目以降の応募

国立教育政策研究所に勤務する者：7番目以降の応募

3. 募集の期間（約2か月間）

平成30年2月16日（金）午後 2時から

平成30年4月13日（金）午後 2時まで

4. 退職すべき期間

平成30年2月28日（水）から平成30年4月30日（月）まで

※ 認定後遅滞なく、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※ 認定後に生じた事情により、退職すべき期日に退職することにより公務の能率的運営の確保に著しい支障を及ぼすことになると認める場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る。

5. 応募の手続

(1) 応募をしようとする職員は、「応募申請書」（別紙様式1）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、電子メール又は手渡しにより、「6. 本件に関する相談先（受付担当）」宛に提出する。

(2) 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

※ 応募の受付後、概ね2週間以内に通知する。

※ 不認定になる場合は（注2）のとおり。

(3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別紙様式2）を退職すべき期日の前日までに応募申請書と同様の方法で提出する。

6. 本件に関する相談先（受付担当）

・文部科学省本省内部部局及びスポーツ庁に勤務する者：

文部科学省大臣官房人事課任用班

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

電話：

E-mail：

- ・文化庁内部部局に勤務する者：
文化庁長官官房政策課人事係 [REDACTED]
〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2
電話： [REDACTED]
E-mail： [REDACTED]

- ・国立教育政策研究所に勤務する者：
国立教育政策研究所総務部総務課人事係 [REDACTED]
〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2
電話： [REDACTED]
E-mail： [REDACTED]

(注1) 次の(1)から(4)までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない。

- (1) 非常勤職員
- (2) 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- (3) 平成30年4月30日までに定年に達する職員
- (4) 平成30年2月16日(募集開始日)において懲戒処分(ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は平成30年2月16日から平成30年4月13日まで(募集の期間内)に懲戒処分を受けた者

(注2) 応募者が次の(1)から(5)までのいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- (1) この募集実施要項に適合しない場合
- (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- (5) 「2. 募集人数及び応募受付人数の上限」の各区分において、上記(1)から(4)までのいずれにも該当しない応募者が募集人数を超え、別添「国家公務員退職手当法第8条の2第5項ただし書に規定する必要な方法」による場合。

(別添)

「国家公務員退職手当法第8条の2第5項ただし書に規定する
必要な方法」等について

1. 認定者数を募集人数の範囲内に制限するための方法

- ① 募集人数及び応募受付人数は「2. 募集人数及び応募受付人数の上限」の各区分のとおりとする。
- ② 応募の受付は、先着順とする。
- ③ 併任等により、「文部科学省本省内部部局に勤務する者」とそれ以外の区分の複数に該当する場合は、「文部科学省本省内部部局に勤務する者」として取り扱う。
- ③ 以下の応募については受け付けない。該当者にはその旨連絡する。
 - ・文部科学省本省内部部局に勤務する者：9番目以降の応募
 - ・スポーツ庁に勤務する者：6番目以降の応募
 - ・文化庁内部部局に勤務する者：8番目以降の応募
 - ・国立教育政策研究所に勤務する者：7番目以降の応募
- ④ 「2. 募集人数及び応募受付人数の上限」の各区分において、募集実施要項（注2）に掲げる（1）から（4）までのいずれにも該当しない応募者が募集人数を超え、当該区分において後着順により当該超える人数に達するまでの応募者を不認定とする。

2. 応募申請書の提出に関する留意事項

応募の翌々日までに受付担当から受付の可否に関する連絡がない場合には、受付担当に問い合わせること。